

# 訴 状

神戸地方裁判所 御中

平成 28 年 1 月 25 日

原告 神戸市湾岸開発株式会社  
代表取締役 篠田 葵太郎

損害賠償請求事件

訴訟物の価格 2540万1600円

ちょう用印紙額 9万8000円

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

請求の趣旨 別紙のとおり

請求の原因 別紙のとおり

証拠方法

甲第 1 号証及び 2 号証 全部事項証明書

甲第 3 号証 支払い予定メモ

甲第 4 号証 通帳

甲第 5 号証 入出金メモ



添付書類

1 資格証明書 2 通

2 訴状副本 2 通

3 甲号証の写し 各 1 通

## 当事者目録

〒658-0066

神戸市中央区加納町二丁目1番3号

原 告 神戸市湾岸開発株式会社  
上記代表者代表取締役 篠田榮太郎（西岡榮太郎）

〒551-0023

大阪市大正区鶴町三丁目17番4号

被 告 中島興業株式会社  
上記代表者代表取締役 中島 忠志

〒659-0014

兵庫県芦屋市翠ヶ丘町 [REDACTED]

被 告 松岡 秀昌

## 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対して、連帶して金2540万1600円及びこれに対する平成16年9月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする  
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

## 請求の原因

### 第1 当事者

原告は、回胴式遊技機、総合アミューズメント企画、開発、販売、リース等を業とする会社である（甲1）。

被告中島興業株式会社（以下「被告中島興業」という。）は、履歴事項全部証明書上は、一般土木建築工事請負等を業とする会社である（甲2）。

被告松岡秀昌（以下「被告松岡」という。）は、奥村組土木興業株式会社（以下「奥村組土木興業」という。）の副社長である。

### 第2 準委任契約の締結

1 平成13年ころ、住友商事株式会社（以下「住友商事」という。）は、中部国際空港滑走路・誘導路の舗装工事を中部国際空港株式会社から請け負ったJVとの間で、舗装工事の資材を供給する契約を締結した。前記同時期ころ、奥村組土木興業は、住友商事との間で、住友商事がJVに供給する舗装工事の資材を、住友商事に対して供給する契約を締結した。奥村組土木興業が上記舗装工事の資材を住友商事を通じて納入することになったのを快く思わない反社会的勢力があり、その反社会的勢力は、奥村組土木興業やその関連会社に対して、上記工事受注を断念するよう求める嫌がらせを行うようになった。奥村組土木興業は、平成13年8月ころ、原告に対して、奥村組土木興業らに対する嫌がらせを行っている反社会的勢力に対して、嫌がらせをやめるよう説得することを依頼し、原告はそれを承諾した（以下「本件準委任契約」という。）。このとき奥村組土木興業の代理人を務めたのが、当時同社の専務取締役だった被告松岡だった。

2 原告は、奥村組土木興業から依頼された反社会的勢力への説得工作を、板谷金太郎（以下「板谷」という。）に委託し、板谷はこれを承諾した。

### 第3 委託事務の終了と報酬金

1 板谷は、奥村組土木興業への妨害行為をしていた反社会的勢力と話をしていた。奥村組土木興業への妨害行為をやめさせることに成功した。その結果、奥村組土木興業は、中部国際空港の舗装工事を安心して請け負えることになった。

2 (1) 原告と奥村組土木興業とは、本件準委任契約の報酬金について、1億7500万円とする合意をした。支払い方法については、上記1億7500万円のうち5000万円については、奥村組土木興業からの提案で、一部は明勢建設経由で、一部は奥村組土木興業から直接で、いずれも分割して原告に支払われることになった。このとき奥村組土木興業から原告に提案された分割弁済案は、現在奥村組土木興業の理事であり、当時被告松岡の直属の部下であった松本義之が作成した（甲3）。

(2) その後、明勢建設経由で原告に支払われた報酬金の支払い日時と金額（振込手数料840円込み。ただし、平成15年9月11日分は別。）とは次のとおりである（甲4）。

平成15年4月10日	400万円
同年5月12日	400万円
同年6月10日	100万円
同年7月10日	100万円
同年8月11日	100万円
同年9月11日	100万円

(3) また、上記5000万円を除いた残金1億2500万円のうち、2500万円について、被告松岡からの提案で、原告から板谷に対する支払いについて、被告中島興業を経由することになった。原告は、奥村組土木興業から分割して支払われた2500万円を、別紙送金一覧表記載のとおり分割して、いったん被告中島興業に送金し、板谷に対する支払いを被告中島興業に委託した（甲5）。被告松岡によると、被告中島興業は、奥村組土木興業がよく利用するトンネル会社であるとのことであった。

### 3 被告らによる不法行為

原告が被告中島興業に託した上記総額2540万1600円は、被告中島興業から板谷に支払われることなく、そのまま同社が領得した。

原告が被告中島興業に総額2540万1600円を託したのは、「同額すべてが、被告中島興業を経由して板谷に支払われる」と被告松岡が約束したからである。もし、原告と何らの取引もない被告中島興業へ送金した総額2540万1600円が、被告中島興業から板谷に支払われないと聞いていたなら、原告は、被告中島興業に対して、上記総額2540万1600円を支払うことはなかった。被告中島興業と同松岡は、共謀の上、原告から送金されたお金を全額板谷に送金する意思がないのに、これをあるように装い、「原告から送金されたお金を全額板谷に送金するから」などどうぞと言って、原告をしてその旨誤信させ、よって、原告を欺いて、別紙送金一覧表記載のとおり金2540万1600円を振込送金させた。

仮に詐欺の故意が立証できなかつたとしても、被告中島興業が委託の趣旨に背いて上記金員を領得したことは、横領または背任にあたる。

### 第4 まとめ

よつて、原告は、被告らに対して、連帶して、不法行為に基づく損害賠償請求として、2540万1600万円及びこれに対する平成16年9月21日から支払い済みまで民事法定利率である年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

### 第5 事情等（消滅時効が完成していないこと）

原告は、被告中島興業に対して別紙送金一覧表記載のとおりの送金を行つた後、被告中島興業から板谷に対して、送金額全額が支払われたと思っていた。しかし、平成27年7月ころ、原告は、板谷から、被告中島興業から板谷に対して一切お金が支払われていないことを知つた。原告が、被告らによる詐欺行為によって2540万1600円をだまし取られたことを知つたのは、平成2

7年7月ころのことである。

以上

(別紙)

### 送金一覧表

平成14年	6月	6日	172万8000円
同年	7月	5日	99万3600円
同年	8月	5日	90万7200円
同年	9月	5日	90万7200円
同年	10月	8日	90万7200円
同年	11月	15日	90万7200円
同年	11月	30日	90万7200円
同年	12月	31日	90万7200円
平成15年	1月	31日	90万7200円
同年	2月	28日	90万7200円
同年	4月	30日	90万7200円
同年	5月	31日	90万7200円
同年	6月	30日	90万7200円
同年	7月	31日	90万7200円
同年	8月	31日	90万7200円
同年	9月	30日	90万7200円
同年	10月	31日	90万7200円
同年	11月	30日	90万7200円
同年	12月	31日	90万7200円
平成16年	1月	31日	90万7200円
同年	2月	29日	90万7200円
同年	3月	31日	90万7200円

同年 5月30日 90万7200円

同年 同月 同日 90万7200円

同年 6月30日 90万7200円

同年 7月31日 90万7200円

同年 9月21日 90万7200円

合計 2540万1600円

以上